

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成19年5月17日(2007.5.17)

【公開番号】特開2005-292570(P2005-292570A)

【公開日】平成17年10月20日(2005.10.20)

【年通号数】公開・登録公報2005-041

【出願番号】特願2004-109091(P2004-109091)

【国際特許分類】

G 02 B 5/18 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/18

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月27日(2007.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

図中、回折格子6, 7は同心円状の格子形状からなり、レンズ作用を有している。また第1の回折格子6、第2の回折格子7は曲面(格子形成面)4a, 5a上に形成されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

そして全層を通して1つの回折光学素子として作用している。第1の回折格子6の格子部6a(1つの格子)の先端6bを連ねた包絡面9は、曲面からなり、基板4の格子形成側の4aの曲率半径とほぼ等しい曲率半径の曲面である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0088

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0088】

一例として、第1の回折格子6を型から離型する状態を図8に示す。格子側面13の形状として、例えば、図4のように包絡面11の垂線に平行な面で形成されている場合を考える。金型(成形用型)15から離型するのに図中光軸Oの方向に剥がしていくわけであるが、格子側面13が包絡面に垂直に形成されているため型15に引っ掛かることがわかる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0101

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0101】

前記各実施例の回折光学素子は基板4と格子面11を形成する材料が異なっていたがこれに限定するものではなく、格子面を形成する材料を基板と同じ材料で構成し基板と一緒に製造してもよい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図5】

